

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム ワークショップ業務プロポーザル審査会について 審査委員を募集します

- 県では、本業務についてより効果的なワークショップを行うため、孤独・孤立対策に関する経験・技術・企画力をもつ民間事業者等に、その業務を委託して実施します。
- 本業務の受託者の選定を行うとっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務プロポーザル審査会について、県民の参画を進めるため、審査委員を公募します。

- ◆ **募集人数** 1名
- ◆ **応募資格** 次の（１）から（７）までの資格をすべて満たす方
 - （１）孤独・孤立対策について知識・関心があり、審査会の審議において積極的に発言する意欲があること
 - （２）就任時点で、満18歳以上で、県内在住であること
 - （３）就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定でないこと
 - （４）鳥取市内で平日に開催する審査会に参加できること
 - （５）鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと
 - （６）国会議員、県議会議員、県職員、市町村長及び市町村議会議員でないこと
 - （７）本審査会で審査する業務の受託を希望する事業者及びその関係者ではないこと
- ◆ **募集期間** 令和6年7月18日（木）～同年8月2日（金）午後5時（必着）
- ◆ **任期** 委嘱の日から令和6年11月末（予定）
- ◆ **応募方法**

応募用紙に住所、氏名、生年月日（年齢）、職業又は勤務先、応募動機を記載し、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。
- ◆ **選考方法** 提出された応募書類を審査の上、決定します。委員決定後は、応募者全員に結果を通知します。

■鳥取県とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務委託プロポーザル審査会

目的 とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務について、受託者となる民間事業者等を選定する。

委員構成 5名（孤独・孤立対策に関する知識を有する者2名、公募委員1名、孤独・孤立対策課職員（予定）1名、協働参画課職員1名）

審査方法 提案者が提出した企画提案書及び審査会当日に実施するプレゼンテーションの内容を審査基準に基づき採点し、最優秀提案者を選定します。

開催予定 1回（令和6年10月の平日に鳥取市内で開催予定）

委員報酬 県の規定に基づき、報酬9,300円及び交通費（実費相当額）を支給します。

●提出先・問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課
電話：0857-26-7688 ファクシミリ：0857-26-8116
電子メール：kodoku-koritsu@pref.tottori.lg.jp

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会
 (とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームワークショップ業務プロポーザル審査会)
 公募委員 応募用紙

年 月 日

住所		
氏名 <small>ふりがな</small>		
生年月日	(歳)	
性別		
連絡先	電話	()
	ファクシミリ	()
	電子メール	
職業 (勤務先)		
応募資格 の 確認	<p>該当する項目にチェックを入れてください。(1)～(7)のすべてを満たす方に応募資格があります。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 孤独・孤立対策について知識・関心があり、審査会の審議において積極的に発言する意欲があること</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 就任時点で、満18歳以上で、県内在住であること</p> <p><input type="checkbox"/> (3) 就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定でないこと</p> <p><input type="checkbox"/> (4) 鳥取市内で平日に開催する審査会に参加できること</p> <p><input type="checkbox"/> (5) 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でないこと</p> <p><input type="checkbox"/> (6) 国会議員、県議会議員、県職員、市町村長及び市町村議会議員でないこと</p> <p><input type="checkbox"/> (7) 本審査会で審査する業務の受託を希望する事業者及びその関係者でないこと</p>	

応募動機 (400字 程度)	<p>(※孤独・孤立対策についてご存知のことや関心があることなどを中心に、応募動機を記入してください。)</p>
----------------------	--